

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年5月12日認可した。

平成26年5月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山西地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）大石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）花折地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宗神上池地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原池幹線樋門地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中尾地区